国府東部連区の「市長を囲む懇談会」【概要】

日　時　平成２５年１１月１３日（水）午後７時から午後８時３０分まで
場　所　国府東地区市民館
参加者　連区長始め３０名
　　市長、企画部長、市民部長、建設部長、消防次長

国府東部連区長あいさつ

みなさん、こんばんは。

日頃は、連区の活動にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日は、「市長を囲む懇談会」の開催にあたり、お忙しい中、市長さんをはじめ各部署の方々にご出席いただき誠にありがとうございます。合わせて、Ｂ－１グランプリの開催が大成功に終わり、本当におめでとうございました。

連区において「市長を囲む懇談会」は、非常に有意義な懇談会として位置づけています。本日も有意義な懇談会になりますよう、よろしくお願いします。

豊川市長あいさつ

こんばんは。本日は、国府東部連区の「市長を囲む懇談会」を開催していただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から市行政の推進に格別なご理解、ご協力いただいていますことを、改めて感謝申し上げます。

今、連区長さんからお話のありましたように、無事、Ｂ－１グランプリを終えることができました。２日間で５８万１千人もの方にご来場いただき、会場は大変な人出でございました。あまりの人気で、１日目は早い時間にチケット販売を打ち切ったため、遠方からわざわざ来場してくださった方に多大なご迷惑をおかけした点は、大変申し訳なく思っています。ただ、全国から過去最多６３団体が参加し、素晴らしい大会になったと思っています。特に、中高生をはじめとする５千人近くのボランティアの活躍については、参加団体や来場者から大変高い評価をいただきました。また開催前日の前夜祭におきましても、豊川稲荷の鳥居の前で２１本の手筒花火をあげたところ、ほとんどの参加団体の皆さんは初めて見るということでとても感激され、本市のおもてなしを喜んでいただきました。企業協賛も多く得ることができ、市民をはじめ企業、関係団体の皆様のご協力のおかげで、成功裏に開催できたと心より感謝申し上げます。

また、今年の５月には、大きな課題でありました新市民病院を名鉄八幡駅前に開院することができました。これも皆様方のご支援の賜物と、厚く御礼申し上げます。当初、慣れない面もございましたが、診療も順調に進んでおり、利用者の貴重なご意見を伺いながら、地域の皆様に喜ばれる市民病院にしてまいりたいと思います。

本市は今年、市制施行７０周年を迎えました。今年の１月から来年の３月まで、８０以上の市制施行７０周年記念事業を進めていますので、皆様もぜひご参加いた

だき、７０周年を盛り上げていただければと思います。
　先日、くすのき公園で上宿町内会の運動会が開催されました。地域の公園が皆様に有効に利用さていますことをうれしく思っています。地域の安全安心のため、皆様のご協力を賜りながら、しっかりまちづくりを進めてまいりたいと思いますので今後ともよろしくお願いします。

（出席者の紹介）

議　題

Ｑ①　市民館の設備に関する要望について
　昨年度の懇談会と同様に、市民館への車椅子対応トイレの新設と非常階段の設置を要望するものです。先般、公共下水道の工事説明会があり、当市民館付近については平成２７年度に工事施工との説明を受けています。下水道が接続されれば浄化槽が不要となり、何とか現況で設置場所が確保できるのではないかと考えます。合わせて、男女別にトイレを分離してくださいますようお願いします。

Ａ①　市民部長（市民協働国際課）
　昨年ご要望をいただいた車椅子対応トイレの新設と非常階段の設置に加え、新たに男・女別トイレの分離のご要望もいただきましたが、あわせて回答させていただきます。
　まず、車椅子対応のトイレの設置状況を申し上げますと、市内で避難所に指定されている地区市民館２９館のうち、車椅子対応のトイレが設置されているのは５館で、昨年度から変わりはございません。
　勿論、市としましても、高齢化の進展や障害者への配慮、それから避難所に指定されていることなどを考えますと、車椅子でも利用できるトイレの設置の必要性は認識しております。
　しかしながら、３０館の地区市民館のうち７割の２１館が、昭和５０年代に建築されたものであり、非常に老朽化が進んでおります。建築後４０年近くなるという地区市民館もあって、今のところその対応が最優先の課題となっており、まずは喫緊に建物の機能維持と延命化を行う必要があることをご理解いただきたいと思います。今年度におきましては、こちらの国府東地区市民館の屋根葺き替え及び外壁塗装工事を始め、合計５館での営繕工事を行う予定でございます。国府東地区市民館については、８４０万円の予算額で来週２０日に打合せをさせていただくことになっているかと思います。
　ご要望の地区市民館の車椅子対応トイレに関しましては、地区市民館の建物の構造、間取り、床面積などといった条件が館ごとに異なり、一律の対応は出来ません。しかし、１階トイレは車椅子では使いにくいという状況にありますので、パーテー

ションの変更など、どのような対応が良いのか、考えていきたいと思います。

次に非常階段の設置についてですが、避難梯子を設けている地区市民館は３０館中２１館で、このうち国府東地区市民館と同じようにトイレに設置している地区市民館は１１館となっており、状況は昨年度から変わりはございません。

高齢社会となった今、火災発生時にお年寄りがトイレの窓を越え、避難梯子を使って避難するには、体力的に大きな負担となります。適法とはいえ、火災発生時には、非常階段の方が避難し易いとは思います。

しかしながら、非常階段を設置するにあたっては、建築基準法や消防法などの法律上の条件を調査、検討していく必要がございます。具体的に申し上げますと、市民館のある場所の用途地域、あるいは敷地の面積、形状、建物の構造、間取り、こうした条件が館ごとに異なります。それに応じて、改修する場合の費用も異なってまいります。場合によっては、新たな土地の確保が必要になることもあります。従って、大規模改修、増改築については、建物の老朽化対策と合わせ、市内の市民館全体の問題として、調査、検討させていただきたいと思います。

一方、避難梯子の位置、形状等の見直しであれば、地域の皆様と考えてまいりたいと思います。

最後に、男・女別トイレの分離のご要望ですが、まず、男女別トイレの分離状況を申し上げますと、地区市民館全３０館のうち、男女別のトイレが設置されているのは１２館となっております。

市でも、地区市民館を利用される方から、男女共用トイレの解消を望む声が多いことは承知しております。そのため、平成２１年度から２２年度において、緊急対応として簡易間仕切りを設置いたしました。

既存トイレを男・女別に分離する場合には、地区市民館ごとにトイレの広さが異なるため一律には申せませんが、概して建物の改修や増築が必要になってくると思われます。増改築ということについては、先ほどお答えしたように、建物の老朽化対策と合わせ市内の地区市民館全体の問題として、調査、検討をしてまいりたいと思います。

なお、国府東地区市民館の周辺地域での公共下水道の整備計画につきましては、現在のところ、平成２７年度施工、平成２８年度供用開始予定と聞いております。国府東地区市民館においても、平成２８年度の供用開始に合わせ、下水道接続工事を行っていく計画にあり、その際には浄化槽は不要となりますので、撤去する予定です。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

Ｑ①関連意見

市内には当館より古い館が相当あると聞いています。即対応するのは難しい問題であることは承知しています。しかし、災害はいつ起こるかわかりませんので、早期に実現できるようご配慮をお願いします。

Ｑ②　防災行政無線について

防災行政無線に係る屋外拡声子局は、久保町内では国府東地区市民館横に設置されていますが、このスピーカーからでは町内全域に音声が届きません。具体的に申しますと、名鉄西側周辺等には届いていません。先日、町内自主防災訓練を実施し、防災行政無線により町内全域に避難指示をしましたが、その際、市指定避難地に参集した町民１３０名余に確認したところ、半数以上の世帯には聞こえていないとのことでした。

そこで、町内全域に届かないのは久保町だけなのか、それとも多くの町内で同様の実態があるのかを伺います。また、昨年度も「市長を囲む懇談会」で同様の要望をしたところ、スピーカーの方向を修正すれば聞こえるのではないかとの回答をいただきました。そこで、その後、実際にスピーカーの方向を変更されたのかを確認します。

私どもの要望は、ぜひとも町内全域に防災行政無線の音声が届くようにしていただきたいということです。具体的には、町内にもう１箇所、屋外拡声子局を設置していただきたいと思います。

Ａ②　消防次長（防災対策課）

本市では、平成２２年度に、これまで整備していなかった旧豊川市の区域に同報系防災行政無線を整備し、平成２３年４月から全市一斉運用を開始し、これで３年目となりました。

屋外拡声子局、つまりスピーカーのついた柱ですが、この配置につきましては、旧豊川市区域の住宅を概ねカバーする方針で、市の公共用地を中心に、各地域の集会場等もお願いするなか、市内１３６箇所に設置いたしました。

スピーカーからは通常半径３００メートルが音を聞きとれる範囲として設置しています。久保町の区域では、国府東地区市民館のほか、久保町内域ではないですが周辺の新栄児童遊園、国府大社神社、消防署西分署に設置してある屋外拡声子局のスピーカーの音達範囲でカバーすることとしています。

ですから、町内によっては、久保町さんのように屋外拡声子局が町内の隅にあったりする場合もございまして、訓練でこの柱１本から自局放送をされておりますが、町内全域に届かなく、聞きづらいとの声が多かったと思います。

昨年も、ご意見をいただき、この席で消防長からスピーカーの方向云々との話をいたしました。業者とも協議しましたが、当初設計より良好な向きの変更は難しいとの結論となりました。

なお、設計上、久保町でも、ちょうど４箇所の屋外拡声子局の中間点あたりが国府駅周辺となっております。市内でも、他の地区で同じような声をいくつかいただいていて、検証作業が必要だろうと考え、この９月１１日が全国一斉にＪ－ＡＬｅｒｔ伝達試験、つまり、同報系防災行政無線のテストがありましたので、職員を市内７箇所に立たせ、１１時と１１時３０分の２回実際に聞き取りの確認をいたしました。国府駅にも立たせ確認いたしましたが、ちょうど、電車や国道の車の音にか

き消されて聞きづらかったとの報告を受けています。

今後についてですが、増設については、共鳴等の技術的問題点もありますので、検討課題とさせていただきたいと思います。

また、旧豊川市内では、屋外拡声子局による方式であるため、屋内にいた場合も聞きづらいこともあろうかと思います。このような場合の対策として、放送の内容を確認できるテレホンサービスがあります。本日は、皆様のお手元に防災対策と題したパンフレットをご用意させていただきましたが、その裏表紙を開いていただき、右下に１５ページとあると思いますが、このページの右上に、テレホンサービスの番号が記載してございます。「０１８０－９９－５５５０」この番号をお掛けいただければ通話料は有料となりますが、２４時間以内の放送内容は再生されます。

放送内容といたしましては、このパンフレットに書かれているように、避難に関する情報、東海地震に関する情報、緊急地震速報などとあり、その他、毎日夕方５時の試験放送等を行っておりますが、毎日の試験放送は、動作確認の意味だけなので小音量で流しております。また、緊急放送は、音量でいえば「大」で流しておりますが、最近の放送では、この日曜日の午後３時に流しました行方不明者の捜索があろうかと思います。

緊急放送につきましては、何か放送されたなと気付かれましたら、是非ともテレホンサービスを活用し、放送内容をご確認いただきたいと思います。

また、１３６本の屋外拡声子局のうち１２箇所は、さらに大音量のモーターサイレンを備えています。この近くでは、御油東公園にモーターサイレンを備えています。まだ活用事例はないですが、緊急時は、これらも活用してまいりたいと考えています。

話は変わりますが、災害時の情報を得る手段といたしまして、豊川市防災メールがございます。携帯電話のメールで市から防災情報を提供するサービスですが、現在２万人以上の方が登録されています。登録方法も、同じパンフレットの１５ページに掲載してありますので、ぜひ登録してください。避難勧告など災害時に同報系防災行政無線で放送する内容は、間違いなくこのメールでも受信できるようになっています。今年度からは、防災情報ではありませんが、関心の高い、行方不明者の捜索についてもメールで送信しています。

Q②関連意見

私の家は国府の駅前にあるのですが、確かに行方不明者の捜索の放送は、新栄方面から聞こえてきます。ただ、町内の自主防災訓練時に使う放送が聞こえないのはおかしいではないかというのが一般的な感覚です。その問題を技術的にどう解決するかは、例えば音量を大きくするとか、方向を考えるとか市で検討していただいて、よりよく運用できるよう工夫していただきたいと思います。

Q③　市指定避難所の備蓄について

久保町内に避難指示が発令されれば、市指定避難所である当館か、近くの県立国

府高校に避難すると思われます。６月頃に、国府高校の校長はじめ学校関係者、地元連区長・町内会長、行政側の避難所対策員２名、消防職員とで、避難所の運営について協議したところ、国府高校には備蓄倉庫はおろかほとんど何も備蓄されていないとの話でした。南海トラフ巨大地震が起きることが心配されていますし、避難所指定をする以上は、水・保存食・毛布等の必要最低限の物品を一週間分程度は備蓄していないと、肝心なときに機敏に対処できないのではないかと危惧するのは、私一人ではないと思います。

そこで、当館及び国府高校には、今後も備蓄をしないのか、しないのならその理由を教えていただきたいと思います。備蓄したいけれども財政が厳しくて直ぐにはできないのならば、いつになったら備蓄できるかの配備計画を明らかにしていただきたいと思います。

次に、市内全域には多くの避難所が指定されていると思いますが、備蓄倉庫が設置され、必要物品が保存されている所は何箇所あるのか、またその場所を教えてください。さらに、参考までに、東三河各市の市指定避難所での備蓄状況を教えていただきたいと思います。

私どもとしましては、市指定避難所には備蓄倉庫を設置し、水・保存食・毛布等の必要最低限の物品を一週間分程度、備蓄していただきたいと思います。

Ａ③　消防次長（防災対策課）

まず、本市の現時点での考え方を説明し、その後、来るであろう南海トラフ巨大地震への備えという順で説明いたします。

まず、本市の現時点での考え方でございますが、本市の防災に関しての根本である地域防災計画につきましては、愛知県が平成１４年度、１５年度に実施した東海、東南海地震等被害予測調査に基づき計画をしています。その調査では、本市は、東海、東南海地震が連動した場合が一番被害が大きく、震度は５弱から６強までとなっています。このあたりは、パンフレットの４ページにあるように震度５強６弱かと思います。そして、被害想定としては、死者が約５０人、全壊棟数約１，２１０棟、火災約２０件で、一日後の避難者生活者数を１２，１１０人と想定しています。豊川市は、人口１８万人ですから、１２，１１０人を除く約９３％の方は、ライフライン、電気、ガス、水道が不便な状況下で、倒壊しなかった自宅で生活をすると考えています。

そして、１２，１１０人の避難者について、一日２食の３日分計６食分７２，６６０食分を最初の２食がビスケット、４食がアルファー化米で備蓄しています。また、避難者１人あたり５００ミリリットルのペットボトルを２本分備蓄しています。

次に、避難所に備蓄倉庫を備えているのは、小中学校３６校で、市内には１０１箇所の避難所がありますので、残りの６５箇所、その中には、地区市民館や高校も含まれますが、備蓄倉庫を備えていません。また、小中学校の防災倉庫も容量が限られていて、食料については、ビスケットとし、毛布も少量の備蓄で、あとは、発電機、テント、照明、はそり、仮設トイレなど避難生活に必要な資機材を整備して

います。

あと、残りの食糧、ペットボトル、飲料水又は他の避難所で活用する資機材等につきましては、市内の規模の大きな防災倉庫や公共施設など２０箇所に備蓄しており、災害が発生した後に、この市民館にもありますが、移動系防災行政無線にて市職員である避難所対策員が災害対策本部に連絡し、災害対策本部の食料調達班や物資調達班で運搬することとしています。また、民間との災害時の応援協定を締結しており、食糧、物品などは、市内スーパー、ホームセンター、薬局など、燃料はガソリンスタンドで調達できる体制としています。また、給食業者との協定を結んでおり、４日目以降は、給食業者から調達するよう計画しています。

従いまして、この場をお借りして皆さまにお願いしたいのは、ご自宅でできる自助、自宅の耐震化、家具の固定、食糧、飲料水の備蓄についてしっかり対策していただき、住み慣れた自宅で生活できるのであれば、必ずしも不自由な避難所で生活していただくことはないということです。

東三河各市の状況についてですが、それぞれ目標とする数値は違いますが、豊橋市以外の各市におきましては、本市と同様、すべての避難所には備蓄してなく、不足部分については、拠点となる備蓄倉庫から配送することとしております。

次に、南海トラフ巨大地震への備えについて申し上げます。南海トラフ巨大地震につきましては、国や愛知県がその調査を実施しているところでございます。現時点の最新情報は、本年５月末の愛知県の中間的な報告でございますが、南海トラフ巨大地震が、最大クラスのマグニチュード９．０、これは千年に一度といわれる規模のものですが、この地震が発生した際、本市は、最大震度が７、津波の高さが４メートル、１ｍの津波が来るまでの時間が８２分で、被害としては、死者約１，０００人、全壊焼失棟数が約１９，０００棟とされています。現在、愛知県では、地域特性に合わせ、さらなる詳細な調査を実施し、今年度には、避難者数等の情報も発表されると考えています。

市といたしましては、東日本大震災を踏まえ、御津沿岸部の津波避難対策などソフト対策を中心に実施してまいりましたが、被害想定が発表された後は、本市の地域防災計画を抜本修正して防災対策を充実させていく考えでおります。

避難者数もこれまでの想定をはるかに超える数字になるかと考えており、備蓄の量、種類をどうしていくのか、また、市民館を含めた避難所への備蓄をどうしていくのか、この点についても大きな検討課題だと考えています。

Ｑ③関連意見

特定の場所に備蓄しておいて、そこから配送するという方法もあるのでしょうが、やはり町民からすると、そこが市指定の避難所であるならば、水・保存食・毛布等の必要最低限の物品はあるだろうと思いがちです。見解の相違ではありますが、やはりどこかから持ってくるのではなく、そこに必要最低限のものは備蓄されていて、いざという時には使えますよというほうが、丁寧な行政のあり方だと私は思います。

高校は小中学校よりも敷地も広く、体育館等も広いため、県と調整して県立高校

に市の物品を備蓄している事例は、県内にもたくさんあります。国府高校は立地的にも広さ的にも優れていて、これを活用しないということはあり得ないと思います。町民から見て、広くて、場所がよくわかって、使いやすい場所を避難所に指定し、そこには必要最低限のものを備蓄するよう、配備計画を徹底していただきたいと思います。

Q④　町内幹線道路（国府佃線）の交通安全予知・予防対策について

本道路は、県道５号線（姫街道）の裏道路として道路使用者が日々増加傾向にあり、交通量が多いことに加えて速度制限をはるかに超えた車が多く、歩行者、特に通学児童や高齢者、身障者等が相当なる危険に遭遇しています。大きな事故等が発生する前に、事前対策をとっていただきたいということで、３点要望します。

１点目は、制限速度違反者取締り用の監視カメラを三河総社前に１組（上り・下り）設置していただきたいということです。２点目は、制限速度違反者に対して警告する意味で、電柱に赤色回転灯を３基設置していただきたいと思います。３点目は、歩行者専用エリアと車道との区分に縁石（注意警告の色塗り施工）を設置していただきたいと思います。

Q④-1　歩行者専用エリアと車道との区分に縁石（注意警告の色塗り施工）を設置して欲しい

Ａ④-1　建設部長（道路維持課）

先に建設部のほうからご説明させていただきます。

ご要望をいただいております路線は、正式には市道八幡国府線といいますが、姫街道から国道１号線、国府駅方面への抜け道として通過する車両が多い状況であることは承知しております。

昨年度に、三河総社の前で交通量調査を実施しておりまして、その結果によりますと、一日の自動車交通量約１，０００台のうち、そのほとんどが、東西方向に通過している状況でして、これにより、市道八幡国府線が抜け道として利用されていることが顕著に現われているような状況でした。

この路線に関する交通安全対策としましては、一昨年度までの２か年で、路肩の緑のカラー舗装と交差点の赤のカラー舗装を実施しております。

昨年度には、路線全体の交差点の位置を示す鋲の交換を行いまして、安全性の向上を図らせていただいております。

次に、提案をいただいております歩行者専用エリアと車道との区分による縁石の設置についてですが、現況の道路は６．１ｍと幅員が狭く、車と歩行者の双方にとって通行に支障をきたすため、縁石ブロックを設置することができない状況にあります。

これに代わる対策につきましては、車の速度と通過車両の流入を抑制する方策として、道路の一部を盛り上げて速度を落としての通行を促す「ハンプ」や、車の通行部分の線形を屈折させる「クランク」、車の通行幅を狭める「狭さく」などがあ

ります。
「ハンプ」は車が通行する際に振動や音が発生し、また交通安全上、この地区のような密集した市街地では導入することが難しいと思われます。
「クランク」は、車の通行部分の線形変更のために、道路用地を新たに確保する必要があるなど、沿線の方々への影響が大きくなります。
「狭さく」は、ポストコーンなどの樹脂製の柔らかい構造物により部分的に車の通行幅を狭めますので、同時に歩行者の通行幅を確保することもできますので、市道八幡国府線の対策として適用することが可能であると思われます。
豊川市内で、これらの手段の設置例では、御油マツ並木の道路に「狭さく」が設置してあります。
このように、「ハンプ」「クランク」「狭さく」の設置について、周辺の方々への影響も大きいので、慎重に進める必要があります。
このため、まずは、三河総社前の横断歩道前後付近について地元調整から始めさせていただきたいと思います。

Q④-1-1 関連質問
国府駅前から国府高校へ行く道路には縁石があります。縁石があるとドライバーは注意して運転します。縁石がないと、カラー舗装されていても乗り上げて運行します。

A④-1-1 建設部長（道路維持課）
確かに縁石があるほうが安全は確保されやすいです。しかし、国府駅前の道は要望のあった道路よりも幅員が広いため縁石設置が可能ですが、要望道路については仮に１．５m程度の歩道を確保すると残りは４．６mしか残らず、徐行しないと車はすれ違うことができなくなります。それでは地元住民の方や利用者にご不便をおかけすることになってしまうため、縁石設置は困難であると判断いたしました。
まずは、地元の方と現場の状況を確認しながらよくお話をさせていただいて、交通事故を防ぐための最善策を一緒に検討していきたいと思います。

Q④-2　制限速度違反対策として監視カメラや赤色回転灯を設置して欲しい
A④-2　市民部長（人権交通防犯課）
速度取締り用監視カメラの設置についてでございますが、愛知県警の見解を豊川警察署交通課に確認したところ、設置の条件として、主要幹線道路（国道１・２３・１５３号）で、かつ、事故多発路線であることが設置の条件であるそうで、今回のような一般道路には設置事例が無く、設置の条件にも合わないので設置は考えていないそうです。
また、速度超過車両が通過時に赤色回転灯を点灯する設備はなく、県下でも設置例がないとのことでありました。
先ほど、建設部長が説明いたしました、道路の改修などが整えばこの区間の通過

車両の流れも変わり、事故の危険度も緩和されるものと思われますので、よろしくお願いいたします。

Q⑤　不審者・変質者に対する予知・予防対策について

従前、町内三河総社境内の本殿において、不審者と思われる者が暖のために焚き火をした形跡を発見して、警察へ通報した事件が発生しました。１つ間違えば大火災になりかねません。また、町内において公衆の面前で不埒な行為をする変質者も発生しています。取り返しの付かない事件や事故が発生する前に、事前対策をすべきであると考えます。

そこで、２点、要望いたします。１点目は、防犯監視カメラを４箇所に設置していただきたいと思います。具体的には、国府・佃線の三河総社西側交差点、八幡と三河総社の中間点のＴ字交差点、白鳥神社前のＴ字交差点、下郷中防災広場のＴ字交差点の４箇所です。２点目としては、不審者、変質者に対する警告の意味で、人通りの少ない場所に電柱を利用した赤色回転灯の設置をお願いしたいと思います。

Q⑤-1　防犯監視カメラを設置して欲しい

Ａ⑤-1　市民部長（人権交通防犯課）

豊川警察署に確認いたしましたが、「警察としては、特定の犯罪捜査の為に設置することはあるが、犯罪抑止の為の設置は現在のところ考えていない。」とのことでありました。

市として防犯カメラに対する認識から説明します。

犯罪の抑止は、犯罪の予防としての「防犯」と犯罪者を取り締まりとしての「捜査」の両輪により成り立っております。

犯罪抑止の最終目的は、犯罪にあわないことであり、そのため「犯罪を起こさせないまちづくり」と「犯罪拡大を防ぐ取締り」の活動を「市民」「自治体」「警察」が連携して行っております。

その中で防犯カメラは、「カメラ設置と設置した旨を衆人に知らしめることにより犯罪者の犯行を思いとどめせる効果」、「犯罪発生時には犯罪者の早期検挙・犯罪拡大防止のために捜査に資する効果」を期待するものです。

しかし、防犯カメラ設置運用には憲法上の「肖像権」等プライバシー保護の観点から慎重に行わなくてはなりません。

安全で安心なまちづくりの推進の観点から、市民の安心感を確保する手段として、愛知県内においても、町内会が設置する防犯カメラに対する補助制度が名古屋市、一宮市などで導入された例がございます。

現在、豊川市においては、防犯カメラの設置費補助制度はありませんが、防犯灯の設置費補助、地域での自主防犯活動、青色防犯パトロール車による啓発活動という方法で、犯罪の抑止に努めています。

防犯カメラの設置に関しては、町内会が設置したいということであれば、補助な

ど支援の方法について検討してまいりますが、地域に住む方が常に写るということで、プライバシーや個人情報の保護の問題も有り、地域の合意や負担が必要です。また、防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理、運用に関して、プライバシー保護に配慮した明確なルールを定める必要があります。

こうした点について、課題を整理していく必要がありますので、地元の意向をしっかりお聞きして、対応を考えてまいりたいと考えております。

Ｑ⑤-2　赤色回転灯を設置して欲しい

Ａ⑤-2　市民部長（人権交通防犯課）

愛知県警の見解として豊川警察署に確認いたしましたが、「赤色回転灯は元来緊急車両、工事現場、危険性の高い大型車両の出入口などの緊急・危険性の高い場所に点灯されるものであって、そのような条件でない場所に常時点灯等することは、警戒心が下がることが予想され、望ましくないと思われる。」との回答でした。

市としても、現在のところ、この道路上にこのような設備を設置することは考えていません。

対策といたしましたは、子どもと女性に対する犯罪抑止として、犯罪等に対する危機への認識を高めてもらう啓発活動を今後も継続していくとともに、青色防犯パトロールの警戒活動経路としていきたいと思います。

また、日ごろ利用される道路については、これまでどおり防犯灯の設置費補助制度を利用していただき、明るいまちづくりにご協力を願いたいと思います。

Ｑ⑥　大池線大池信号以北の歩行帯の安全性向上について

大池線が拡張され、旧点滅信号から大池新信号間に、カラーポールの設置、ゼブラ線引き、カラー舗装など歩行者の安全確保にご尽力をいただきました。ありがとうございました。しかし、大池信号以北の西側歩行帯については、区画整理事業の実施中ということもあり未着手の状態にあります。宅地分譲等により児童や生徒の数は増加してきており、早期の延長整備をお願いします。

Ａ⑥　建設部長（区画整理課・道路維持課）

大池線の歩行帯の安全向上につきましては、大池信号よりも南の姫街道方面において、今年度の１１月上旬にゼブラとカラー舗装の設置による安全対策を行っております。

ご要望をいただいております、大池線大池信号以北のゼブラとカラー舗装の設置につきましては、平成２６年度の土木事業要望箇所として頂いておりますので、内容につきましては承知しております。

ご要望をいただいております箇所につきましては、交通量が多い道路の路肩でありまして、通学児童の安全のため、必要性は十分理解できます。まだ予算が確定しているわけではありませんが、道路については平成２６年度に区画整理課が整備する予定をしていますので、同じ年度に合わせてカラー舗装等の施工ができれば一体

的に安全確保ができると考えています。

Q⑥関連意見

平成２６年度に実施していただけるということですので、今後もできるところから順次整備していってくださいますようお願いします。

Q⑦　空き家の活用・廃屋の更地化の取り組みについて

上宿区では、区画整理事業の進展に伴い、新築家屋の建設も活発になっています。しかし、一方で高齢化が進み、空になった家屋も目立ってきています。空き家の中には無管理状態のものも見受けられ、こうした空き家の増加は地域の不安要因にもなるかと思われます。そこで、空き家の活用や、廃屋を更地にすることなどについて、市としてのお考えをお教えください。

Ａ⑦　建設部長（建築課・人権交通防犯課）

空き家の問題は、本市におきまして、まだ目立って相談が増えているわけではありませんが、今後確実に増えるものと考えております。

空き家問題は多岐に渡っており、倒壊の恐れや防犯上の問題に加えて、交通の障害、火災、廃棄物の不法投棄、野良猫、病害虫、悪臭などがあります。現在、建築課では、損傷や腐食が激しく倒壊のおそれがあると認められる空き家については、その所有者に修善、取り壊しなどの必要な措置を勧告しています。また、人権交通防犯課においては、廃屋に第三者が不法侵入して危険な行為等をしているようであれば、豊川警察署とも連携し協力を得るとともに、市が行っている防犯パトロールによる警戒を強化したり、地元防犯ボランティアの方々の協力を得てパトロールの強化をしたりしています。

実は、９月議会でも空き家の問題は取り上げられています。市としても、今後、対策をとらなければいけないと考えています。

昨日の中日新聞に空き家の件が掲載されていましたが、それによりますと全国で約１３％空き家があるそうです。地方自治体が取り組むには制約が多いので、国では、この秋の臨時国会において「空き家対策特別措置法」の成立を目指すと聞いております。立法化されれば、これらの対策も加速化されると思っています。法律ができれば、基本的には当然持ち主の方に撤去をお願いするわけですが、更地にすると固定資産税が一気に高くなるため、一定期間の税の軽減も検討しているようです。さらに、地方自治体には建物に立ち入る調査権が与えられ、管理上、問題があれば指導をするし、従わない場合は行政代執行もしていくようです。法律が整えば、空き家対策のための協議会も設置できるようになりますので、国の動向を見ながら、市も検討を進めてまいりたいと思います。

Q⑦関連質問

更地にすると、固定資産税はそんなに上がるのですか。

Ａ⑦関連　建設部長（建築課・人権交通防犯課）

はい。家屋が建っていることで１／３から１／６軽減されているので、更地にすると、極端な場合は６倍の固定資産税を支払わなければならなくなるそうです。このことも、持ち主の方がなかなか撤去しない要因の１つであるようです。その対策として、先ほどご説明しましたような一定期間の軽減策を検討しているようですので、そうなれば、もう少し自主的に撤去していただけるようになるのではないかと思います。

Ｑ⑥-1（追加）関連質問

カラー舗装した場所の反対側には、歩道が整備してあります。児童等の通学路としては、カラー舗装と歩道とどちらを優先すべきなのでしょうか。

Ａ⑥-1（追加）建設部長

どちらを優先すべきかということよりも、通学路については学校と町内会で話をして決められているかと思います。

Ｑ⑥-2（追加）関連質問

かつて点滅信号があった場所については、カラー舗装をして一旦停止を喚起しているのですが、子どもが立っていてもなかなか車は止まりません。非常に危険です。点滅信号を撤去するときに新たな安全対策をお願いしましたが、なかなか対策がとられていないようです。何とか対策をお願いします。

Ａ⑥-2（追加）建設部長

点滅信号については、新たな幹線道路が整備され信号もできたので、撤去されたものです。新たな信号箇所から以北はかなりの距離で横断箇所がない状況です。そこで、押しボタン式信号の設置について地元要望をいただけましたら、市としても設置に向けて、豊川警察署を通じて公安委員会に働きかけていきたいと思います。

Ｑ⑥-2（追加）関連意見

２日前に赤色のカラー舗装がされ、押しボタン信号ほどではないですが、結構、車も止まるようになりました。もう少し様子を見てもいいと思います。

以前に点滅信号があった場所については、何度も公安委員会と協議をした結果、大池の信号と上宿の信号の中間点で、県道でもあり、しかもこれだけの幅員があるので、ここに点滅信号を設置するのは無理だという回答をいただいています。カラー舗装後の様子をもう少し見て、危険であるようなら、また何らかの要望をします。なお、新たな信号から以北の歩行者対策についても要望を出します。